

国第十回 參議院農林委員會會議錄第二十号

昭和二十六年三月二十日（火曜日）午後一時五十四分開会

本日委員永井純一郎君辞任につき、その補欠として三輪貞治君を議長において指名した。

今日の会議に付した事件

本日の会議に付した事件

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林政策に関する調査の件
(蚕糸対策に関する件)

○積雪寒冷單作地帶振興臨時措置法案

○競馬法の一部を改正する法律案（衆）
(衆議院提出)

(送付) 議院

○農業委員会法(内閣送付)
○農業協同組合法の一部を改正する法

律案(池田宇右衛門君外五名発議)

○委員長(羽生三七君) それではこれが
より委員会を開きます。

本日の議題は最初に農業災害補償法の一部を改正する法律案といたします

が、本件につきましては、先の委員会

て特別の御意見をなげれば採決に入りたい旨申上げ御了承を得たわけです

が、なお格別の御意見がございましたらこの機会にお願いすることにいたし

ます。……御質疑もないようであります。

すから質疑は絶了したものと認め
て、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

議がないものと認めます。

第九部 農林委員会會議録第二十号 昭和二十六年三月二十日

○江田三郎君 道府県を単位にすると
内において除かれるのではないか、そ
ういうふうに思つております。
県内のことで、たゞも指定を受けまし
ても、これに該当しないものはその県
内において除かれるのではないか、そ
うことになると、先ほどもよつと触
れましたが、例えば中國地方の中國山
脈寄りなんかは、部分的にであります
けれども、はつきりこれに該当する地
区があるわけで、そういうものが道府
県を単位にしたときには外されるので
はないかというような気がするのです
が、同じく積雪寒冷地帯ということに
なれば、全国的にたゞ單に北日本、或
いは裏日本だけでなしに、そういうと
ころに明らかに積雪寒冷甚だしく、且
つ農地の利用率等々の条件に当てはま
つておれば指定されるものと思います
が、そういう御意向なんですか。

りはしないかということを申上げたの
で、これは私は具体的にどの県とく
ことを申上げるのではなしに、そ
ういふ原則についてのお尋ねであります。
○衆議院議員(松浦東介君) 三つの立
地条件を具備したもので、又或いは
積雪とか、或いは寒冷とか、或いは農
地の利用率とか、或いは農業生産力と
いうようなものにつきましては、それ
ぞ農林省その他に一つの資料がある
と思うのであります。そういうもの
を提示いたしまして、審議会では衆智
を集めて審議することに相成るだらう
と思いますが、私どもはこの三つの立
地条件さえ具備すれば必ずしもど
或いは北日本とか、或いは東日本とか
いう、そういう限定はいたすわけはな
いのである、へうへうふうに思つてお
ります。

も私申上げたわけであります。國の財政の許す範囲、こうなつておりますが、従来の早場米奨励金等を減額したその経過を十分一つ尊重いたしまして、極力必要な経費を多く予算に計上して頂きますよう提案者に今後の御折衝を希望いたします。

○小林孝平君 先般の質疑の際にも申上げました通り、この法案は早場米奨励金の振替えであるというような誤解を一部に与えておりますから、我々は飽くまでも早場米奨励金は早場米奨励金として要求する。この法案に基いての事業はこの事業として別個に予算を組むとして、政府は積極的に施策を行うという意味におきまして、この法案に賛成をいたします。

○三橋八次郎君 私はこの法律案に全面的に賛成するものであります。ただこの前にも私申上げましたように、国内の食糧増産を図りまして自給度を高める、こういうような意味におきましては、果してこの東北地帯に投資したほうがいいか、或いは西日本の暖い地方に投資したほうがよろしいかというようなことになりますと、例えて見ますると、排水事業などの関係からいたしましても、四国、九州などにおきましては、排水するとその翌年から二毛作ができる。気候の制約を受けないで直ちに増産になるという一面もあるわけであります。なお又この法律案におきましては積雪寒冷というようなことを農業障害の二大要素に掲げられておりますが、四国、九州におきましてはこの二つの要素こそは東北地方より軽いのであります。それに代るべき農業を防げます気候的因素も存在しておまりまして、農家の苦衷といふものは

必ずしも寒冷地のものに劣らん事情があるのであります。それで活用して頂くというようなことをお願い申上げたいのでござります。いずれにいたしましても、レベル以下の気象的関係によりまして農業經營をやつておるものを使急に救ひ上げまして、食糧増産に加担させるということは極めていいことであります。又この法律が成立した上におきましては、政府のほうといたしましても予算を十分計上いたしまして、農業經營に、この地帯の農家を一日も早く安心立命させまして、そうして増産に励むよう特にこの予算を十分にして、この仕事の成果を早めるということを要望いたしまして賛成するものであります。

律案につきまして、提案理由の説明を
求めます。

○衆議院議員(川端佳夫君) 只今議題になりました衆議院議員小笠原八十美君より七名の提案にかかる競馬法の一部改正法案の提案理由を御説明申上げま

現在国営競馬は、札幌函館、福島、新潟、中山、東京、横浜、中京、京都、阪神、小倉及び宮崎の十二個所となつておりますが、諸種の事情により現実に使用に供せられているのは新潟、横浜、中京及び宮崎を除く八競馬場であります。原則として年三回以内を開催することができます。天災地変その他止むを得ない事由があつて、一競馬場において年三回開催することができないとときは、その隣接競馬場において僅か年四回開催することができます。然るに地方競馬においては全国を通じて七八八競馬場と一二九（都道府県四十六、指定市町村一二三）の開催主体があり、年間三百六十五日連続競馬を実施してもなお足らざる情況にありまして、国営競馬に比し、地方競馬は実質的に競馬場ごとの開催回数の増加がなされているのと同様であり、従つて国営競馬の馬主は地方競馬の馬主に比し自己の馬を出走せしめる機会に乏しく、ために馬主経済も亦危機に瀕し、国営競馬の飼養馬にして地方競馬へ移動するものが極めて多いのです。かかる馬主經濟の危機と国営競馬飼養馬の地方競馬への滔々たる移動とは、從来我が国競馬の最高水準として健全な進歩発達を遂げて來た国営競馬の危機でもあります。且つ又地方競馬に多数の競走馬が流出するにおきましては、競走馬資源の維持潤養という畜産上の觀点からも

甚だ憂慮に堪えないものでありますて、地方競馬における競走馬は明らかに酷使の傾向にあつて、僅か數カ月程度においてその馬体を消耗し、ために競馬の重要な機能の一たる種牡馬種牡馬たるべき優良馬の生産地への還元ということは到底不可能であり、現在すでに戦前の五分の二に激減している軽種馬資源を更に急速に枯渇せしめ数年以内には国営たると地方たるとを問わず、競馬自体の壊滅を招来することは必至の趨勢であります。よつてこの危機を開闢の一策といたしましてこの際開催不能の国営競馬場の開催回数を他の競馬場において開催し、馬主経済の逼迫を緩和し併せて国庫収入の増加を図ると共に種牡馬種牡馬たるべき優良馬を国営競馬において多數確保し、一定年齢到達後これを生産地に速かに還元し、軽種馬資源の維持涵養に資すると共に、健全なる競馬の存続を図ることが緊要の要務であると認められますとの、且つ又国営競馬主団体の切なる要望の次第もありますので、至急これを実現せらるべく、別紙競馬法改正案を提案いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御賛同下さるよう御願いたします。

ります。それは非常にむずかしい手続を履みまして、十五人を選挙して委員を選んでおるにもかかわらず、そのほか単にこれと別個に五人の選任委員があるということは不合理ではないかと思ふのであります。この前の農業調整委員会におきましては最低十五人を選挙いたしまして、そのほかに三人の選任委員があつたのでありますけれども、当時三人の選任委員を設置するということにいたしました理由は、まだ終戦後間もなくでありますて、一般に選挙ということに慣れない。それで選挙には、選挙をやつてまで委員に出たがらない人があるから、そういう人の中にも優秀な人があつて、是非委員に加えなければならんというような人を選び委員として三人加えるのだといふ理由の下に、この三人の選任委員ができたように記憶しております。それとも、今終戦後すでに六年目でありますて、而もあらゆる事柄が選挙された人々によつて決定される、こういう時代に、選挙はいやだけれども、選挙されないで選任されたら、一つ出来て意見を述べようといふようなことは非常におかしい、こういうふうに私は考えておるのであります。特に十五人の選挙された委員に対しても五人もそういう選任委員があるということは、私は一人でもおかしいと思うのですけれども、特に五人もそういう委員を置かなければならないという理由が非常に不明確である。これは恐らく農業改良委員会の関係の仕事を担当させるためにこういう人が必要であるというのを置かれたのであろうと思うのでありますけれども、こういう点に考えて見ましても、この委員会というもの

はいろいろ／非常に質の異なつた仕事を一つにまとめてやうとしたところに、いろいろ矛盾ができたのではないかと思ふのであります。この点について一つ御意見を承わりたいと思います。

○政府委員（藤田巖君） 只今御意見の中にもございましたように、従来は農業調整委員会、或いは農地委員会も運営委員会は三名ということに相成つておるのではあります、このたび立案いたします農業委員会といふのは更にこの市町村における総合的な計画を立てます場合に、出て頂かなければなりません。どうふうな建前で、その仕事も広くいたしますつておるわけであります。更にマスコミについて是非ともさような計画を立てます場合に、頂かなければなりません。どうふうな人につきましては、或いは立候補はいたされないようなかつてもあるよう考えますので、やはり農業委員会のその目的を達成いたしまして、従来よりも人数を若干増やしまして、市町村における衆智を集め、この具体的に立てます農業計画が地につき、又実行可能になるといふうふうにいたしたいという趣旨でこれを増加いたしたのであります。なお手稿をもつて、この農地委員会はこれは全員の同意といふことに相成つておりますが、事実問題としてなかなか全員の同意が得られません実情でございまして、それを緩和いたしましたのでござります。

わればいいと思うような場合でも、そういう選任委員のごとき、それと類似の制度はない。そのほか私は他の選任委員のことを制度は例がないように考へておるのでありまするけれども、特に衆智を集めるために選任委員が必要であるという理由を承わりたいと思います。

○政府委員(藤田義君)　これは従来の農業調整委員会、及び農地委員会においても、すでに人数こそ若干減つておりますが、やはり選任委員といふもの選びまして、それによつて、その建議が公正に、又妥当なところに落ちつかくといふうな配慮をいたされております。やはり農業計画を各般の面からこれを総合的に見て、実現可能性のある、又地についた結論を想るために、やはりこの委員会においてもさような人を入れることが私は必要であろう、ここのは点は或いは御意見の相違に相成るかと存じますが、私どもとしてはさように考えます。

○小林孝平君　先ほども申上げました通りに、農業調整委員会の三人の選任委員を置いた理由というのは、当時まだ選挙もそう頻繁に行われておらないので、この際特に選挙に慣れない人で優秀な人になつてもらつという意味で要されたかたゞによつて決定されるというような段階に来て、なれども選挙することは、非常に民主主義の原則に私は反すると、こういうふうに考えるのです。あつて、私はこれは農業委員会の問題

六

普及事業と、その本来持らまする農業関係との予算実施が相当関連を持つことがあります。が、そういうような予算の実施について相当な発言権がこれにありますかどうか。

○政府委員(鶴田謙君) その点につきましては、私がおはしらへーと市町村に対して建議し、又意見を述べるということは当然でござると考えております。

〔参考書〕
この参考書は、この参考書の解説が書かれています。
赤澤委員長から質問され
て農政局長から御答弁もあつたのであ
りますが、これは非常に大事なことで
すから、更に私から重ねて具体的に御
質問申上げて見たいと思うのであります
が、実は二十六年度予算案における
市町村農業委員会書記の給与に対する
国庫補助は一、二人分となつていて
は、これを二分とするという決議が完

の附帯決議であります。これが私の所属している国民民主党が強く要求した問題であります。これがはつきりせんというと採決のときに私は大変迷うわけであります。この通り行けば私は賛成するのですが、若しこれが実際に相違してできないことになれば反対するつもりですから、特に念を入れて聞いて置きたい。これはつい一二三日前の新聞に、廣川農林大臣と池田大蔵大臣と、それから衆議院の関係委員が協議したことが新聞に発表されております。廣川さんと、池田さんも善処する……善処じゃない、やるというような意味で私は新聞で見たのであります。今年の予算で八月末まではある、これはそうでしょう。そこで九月頃の

○小林孝平君　この選任委員の五名は大体どういふ人を予定されているのか、お伺いします。

○政府委員(藤田巣君) 従来問題につつておりましたのは、例えは農業計画に具体的に非常に関係の深い協同組合の代表者、役員、或いは又予算にも關係を持ちますので、やはり市町村会及び県会の議長というような人がやはり現実に委員会に入つて委員として大いに参画をされて行くことが必要である。そういうようなかたたちが若しも立候補もされないでおるといふような場合には、さような人を選任委員として選ぶことが適当であるといふような意見が出ております。私どもも大体

お伺いして見ると具体的には二人か三人しかいないというのですから、どうもその点が不明確だ、もつと具体的に、この非常に不合理な五人というものを挙げておる以上は、具体的にこの人がいなければ困るというような人でなければ問題にならんのではないか。それから私は先日兼職禁止の規定に關して委員長にこの関係の係官をお呼び願つて御質問をいたしたいと思つておりますので、それどころかまだおいでにならんので、その点が不明確であります。と今御質問するには不適当であろ

ございません。ですから自由でござります。それから現在の農業調整委員会及び農業委員会でも同様でござります。市町村長も委員の中に入つております。何ら法律的には拘束いたしておりません。それから私は例示的に例えば農協の役員である。或いは市町村長と申しましたが、そのほかの農業団体との関係の代表者でありますとか、或いは又篤農家でござりますとか、これはやはり村でその人が出てもらわなければ具体的にその計画ができるし、又実行可能な案ができる、ということは当然その村に入りますればわかるところでございます。さような人たちは五人として選ばるということを考えております。

地改革も大部分は完了いたしております。全体として非常に分量が減つております。最近供出関係の仕事にいたしましたが、でも従来の事前割当をいたしております。した当時よりも対象といたしまする作物が減つてきて、現在では米のみを対象とする、こういふうなことに相成つております。従つてさうな意味から全体的にはやはり従来の三つの委員会でやつております。その点ではその仕事は減つて参つておりますと考えます。それで私どもいたしましては、これはその村々で何をどういう仕事が忙がしいのかということはこれは事情がそれへ違うのであらうと思います。少くとも三つの委員会を一つにいたしまして、やはり極力経費を節減してそしで國の負担なし、或いは市町村の負担なし

○小林翠平君 私の言つておるのは、村における五人の選任委員を具体的にどういう人を予定しているかということを伺つておるのであります。先ず協同組合の役員は……。

○政府委員(藤田義君) 協同組合の役員でござりますとか、或いは市町村長ということもあるらうかと考へております。それからそのほか改良事業関係の従来の公務員で非常に学識経験のあるかたも必要であると思つております。具体的にこの人とこの人とのことで五人だといふには勘定はできません。さような人たちが若しも選挙によつて選ばれません場合には、それと選任委員として追加して行くということが考慮されております。

○小林翠平君 私はさつきからこの五

うと思うのでありますけれども、私はこの委員との兼職の規定の関係は不明確でありますから、ちょっとお尋ねしないでくれども、市長村長がこにくらいのであります。これについての選任委員になるということは兼職禁止の規定の建前から少し矛盾しているのではないかというような考え方がいたしておるのであります。これについては後刻研究いたしまして御質問いたします。いずれにいたしましても今お挙げになりました人数といふのははどうも納得できない数であろうと、こういうふうに考えておるのであります。具体的に五人というのはどういう人間であるかということをお答え願いたいと思うのであります。

は原則として國の負担にするといふことになつてゐるのですが、ところがどうも算を見ますといふと、先ほど岩谷さんがあが言われた書記手当の問題は別にします。でも、例えば旅費であるとか、事務費であるとか、こういふものも非常に従来に比べて減つて来るわけですが、減つて来るということは農業委員会になつて従来の三つの委員会があつた頃に比べまして、事業がうんと減るということを前提としておられるのですか。どういう理由で旅費なり事務費なりがうんと減るわけですか。

す」といふと、農業委員会に要する経費は原則として國の負担にするといつて、實を見えますといふと、先ほど岩男さんもが言われた書記手当の問題は別にします。例えは旅費であるとか、事務費であるとか、こういふものも非常に費であるとか、こういふものも非常に減つて来るということは農業委員会になつて從来の三つの委員会があつた頃に比べまして、事業がうんと減るということを前提としておられるのですか。どういう理由で旅費なり事務費なりがうんと減るわけですか。

○政府委員 藤田謙君) これはその村々の事情で非常に違うと思います。例えば或る村は農地関係の仕事がまたたくさん残つておるというふうなこともありますのでありますと、たびへ、御説明をいたしておりますように、農地改革も大部分は完了いたしております。全体として非常に分量が減つてしまつた。最近供出關係の仕事にいたしましても從来の事前割当をいたしておりました。全体としても対象といたしまする作物が減つて来て、現在では米のみを対象とする、こういふうなことに相成りました。従つてさうな意味から全般的にはやはり從来の三つの委員会でやつております。従つてよりましのような点ではその仕事は減つて参つておると考へます。それで私どもいたしましては、これはその村々で何をどういう仕事が忙がしいのかということはこれは事情がござんまい。違うのであると想ひます。少くとも三つの委員会を一つにいたしまして、やはり極力経費を節減してそして、やはり負担を減らして國の負担なら、或いは市町村の負担

を軽からしめ、而もその経費を有効に使うということを考えて行くべきだろうという趣旨から先ほど申上げましたように予算は減つておるわけでござります。幸い決議の御趣旨もござりますので、決議の趣旨が実現するよう努力いたして参りたいと考えますが、さようちにいたしますれば決して十分とは考えておりませんが、先ず最低限度何とか行けるものと、こう考えておりま

それに応じた予算の配分を知事がやることになるのですか。
○政府委員(藤田巖君) 大体都道府県知事は或る村においてはそれは非常に仕事が多い、或いは或る村においては少いかと いうことは大体都道府県知事は見当を付けておられることがあります。従つてそういうふうな数字に従つて平均は一・二人でありまするが、実際においては事業分量に応じて配分して頂く、これは当然して頂くことになります。

○江田三郎君 今おつしやいましな
うに、従来の改良事業は、地方の自
体において相当負担しておるであつて
と考えておられる。事実はその通りで
て、非常な大きな負担をしておるよ
です。ところが今度原則として国の負
とするということになれば、従来地
の自治体が負担しておつた部分と
も今あなたのおつしやるように、改
事業については相当積極的に考えな
ればならんとする、相當にこれは
べき手筋だ。さういふことで、合意申すよ

については国が負担するということになると
しよう。それで、さつきお答えになつて
た事柄ですから念を押す必要はないし、
思いますけれども、もう一遍聞いて要
きます。それから今おつしやった将来
どうなるかということは、これは別問題
題でして、この提案の説明には、農業
委員会において経費は原則としてこれ
を国の負担とするという提案説明がな
きておるわけなんとして、その点は國
の事務と考えられるものばかりでなか
る、など、三つともあつたし

○江田三國君 柏木によつて事情が違うということをおつしやつたんですね
が、そういうことから行きますと、村

○江田三郎君 そういうようなことがありますと、一体改良事業というようなものは、これはやれば切りのな

請の手当だけにこなしに、給与だけにこなしに旅費や事務費についても考えねばならんことになるわけです。つまり、よほど農地改革

らその他の仕事についても当然これは
本來あるわけでござりますから、その
他の部分につきましては、これは一つの
地方自治体においても何らかこれに對

く、地方公共団体の事務と著々られることのあるけれども、政府としては、この従来の農地委員会、或いは農業調査委員会の例によつて、農業委員会に而

えは農地改革あたりが、非常にやるべき仕事が残ってるかも知れませんということをおつしやいましたが、例えばそういう村に応じて国が予算を出されるのでありますか。

○政府委員(藤田謙吉) これは予算といたしましては、平均一・二人となつておりますが、併しながら或る村においてはむしろ一人でいいということもあるでありますようし、或る村においては事業分量から一人要るといふこともありますようし、結局その市町村の農業委員会の事業分量を睨み合せまして、画一的にやる必要はないのです。いまして、それらの市町村の農業委員会の事業分量を睨み合せまして、各都道府県知事においてこれを配分する、かようなやり方をやるようになつております。

○江田三郎君 これは私は先ほど書記の人数だけでなしに、旅費及び事務費についてもお尋ねしたのであります。が、そういうことになりますと、村村で農業委員会の事業計画を立てて、

したことなんとして、いろいろな仕事が
あると思いますが、一体政府のほうで
は、改良事業といふものは、一つの村
に平均してどのくらいの金がかかると
いうようにお考えになつておるか。旧
來の改良委員会がやつておつたような
仕事をするのにどのくらいの経費がか
かるという見込なんですか。

○政府委員(藤田謙君) 私は改良事業
についての経費がどのくらいかかつて
いるかということは、詳細は存じてお
りませんが、併し感じておりますのは、
は、改良事業に関係しては國からの補
助は極めて僅かであります。従来でも
あれはたしか百九十万円ぐらいしか出
ておりません。現実は地方自治体の負
担、その他からの負担に相成つておる
だらうと存じます。今度私どもの考
方といったましましては、一つの農業委員
会になりました場合のその経費の使い
方というものについては、改良事業に
ついて相当重点を置きまして、従来よ
りも改良事業方面にもっと重点的にす
りができるようになつたような
ように考えております。

り、或いは調整関係の経費がうんとあるということになれば、而もないういふものを出すという余力は出ない計算になると思う。その点どうう立合にお考えになるか。

○政府委員(藤田謙君) 四条の、毎年度予算の範囲内で農業委員会の経費を負担すると、こう書きましめたは、これは本来ならば、農業委員会の経費というものを、その性質によつて分けまして、国家的な仕事の部分と、それから然らざる部分といふのを分けて、そうして国家的な仕事部分についてはそれを国が持つ、然ざるものについては、それは国が、他の自治体で持ち、或いは又国が、これにできる限りの援助をする、こうふうな建前に割切るのが私は筋だと思います。併しながら一度御説明しますが、現地行政事務の配分の問題がまだ懸案になつておらずや、又その根本方針が決定をいたして、如何なる仕事が国の事務な

事務と認められておりました部分、そういうふうなものについては從来通り國が持つて行きたい、こういうふうに考えております。ただ改良事業の問題につきましては、併しながらこれは、これが果して國の事務なりや、或いは地方自治体の事務なりやというような問題もあることであろうと思ひますが、我々いたしましては、極力この農業委員会の経費を合理的に使つて、改良事業方面を重視して使うことに考え方によつて從来市町村が負担をいたしました部分は極力これが負担が軽くなるようにやつて參りたい、こういうことを思つております。

くと、当然従来地方自治体が負担しておつた改良事業に対する負担部分は国が負担しなければならん。こういふ三段論法からお答えがはつきり出来ると思う。若しそうでないと言われるのならば、従来改良事業委員会がやつておつた事業を更に縮小すべしといふことよりほかに解釈できん。これは三段論法ではつきりしているのです。論議ははつきりしているのですから、こまかさずに答えて頂きたい。

方自治体といふものがこれまで多くの負担をして来ておるということもあるなはお認めになつておるわけです。そうするといふと、この提案説明に嘘がないならばそれだけのものは国が負担しなければならないということになるわけです。若しそれが嘘だといふならば別問題、更に又一つ、従来やつておつた改良事業よりもつと改良事業の仕事を縮小せよというならばこれでもわかる、あなたのよう従来やつておつた改良事業の仕事はもつと積極的にやらなければならんといふようなことを言われておいて、今のような答えはどう弾いたつて一体出ないじやないですか。これはごまかさずでですね、はつきりとした論理として展開して御覧なさい。これは三段論法ですよ。いい加減な答弁ならよろしいですよ。

ろうと思いますからして、かよなも
のについては、足りないところは一つ
自治体においてもこの御負担を頂い
て、農業委員会がともかく正常に運営
のできるようにならいたしたい、かよな
ことでござります。

業経営の合理化を促進して、農民の地位の向上を図るようなことのために、将来諮問機関として、農地の開発、改良、保全と土地の生産条件の整備及び土地利用の高度化に関する事項等について諮問機関とする。これは、私は農地改革の以後における非常に大きな問題だと思うのであります。従来、農山漁村の経済更正計画といふようなことが、全国の農山漁村に亘つて昭和七年以來計画を立てられ、そうして、その最も重要な事業等については特別助成の措置を講じ、又終戦直前においては、標準農村の設定を指定して、そうして農業の基礎を確立して行くという仕事等が農政の長い間一貫した仕事である。今度の農業委員会の目的も第一条としては、そういう高遠な目的があるのだろうと考えておりますが、農林省においては、年度計画で、全国の農山漁村に一つずつの立派な計画をこしらえてこれを実行に移して行くのだといふようないい高遠な理想があるのかどうか。そういうような場合におきまして、例えは農地改革の後、最も重要な交換分合等も全市町村に亘つて五ヵ年ぐらいで計画を立てたい。併しそれは一反歩では僅かに三十四くらいの補助金、そんなことでは私は到底実行できないと思う。区画整理等においてもこれも一年に二、三万町ぐらいの予算でやつてはいるが、何年ぐらいたつて全国的にこういう総合計画を立てるような見込を持つておられるかどうか。農地改革や、供出の事務が縮小したのでこの際、これらを合せて農業委員会のようなものをこしらえたのだというふうにもとれることは、江田委員から私は質問がありましたのに関連して、御質問をいたすのでござい

もう一つは、一元化して從來の三つのおの／＼異なつてゐる事務をやつてしたもの、人間も縮小して、そうして将来的農業の生産力の發展等のために各農村に振興計画を立てて行くというような希望を持つてやられて行くのでございますが、これを実行に移す場合に、地方の団体のほうは〇・六人といふようなものを、合せて一人前にしたようなことをやつておりますが、農林省のほうでは、差当たりこういうような委員会のようなものについての所掌事務といふものは、どこで、これをやられるようなお考えでありますようか。この内容におきましても、まだ農地改革の事務もあるし、改良委員会の事務、そうして土地改良等の事務についても農政局、改良局、農地局というように実はばら／＼になつておる。從來の実績等から見ても地方のほうは一元化して、中央のほうは二分割も三分割もされておる。そうして一つの委員会に対して各方面からばら／＼に指令が出るのじやないかと思う。何から手を着けていいのか、指令を出すところは自分のところだけを優先的にやれといふことになつて、その統制は適当に調整をとるのだといふ御答弁があるかも知れませんが、從来の実績から見てそういうことは大体不可能である。経済更正計画の樹立方針を決定したときには、經濟更生部もできる、そうして標準農村の設定をするときには農政局のあらゆるエキスパートを集めて企画室のようなものをこしらえて、そこで一本にまとめて仕事をやつて来たのですが、そういうようなことなしに発足するということは、ただ委員会ができるてそろしてその活動といふものは殆んど動か

ないのじやないか。そういうことをお考えになつておるかどうか。もつと大きな問題で、農地事務局の問題がございまして、農地事務局は御承知の通り農地改革をするために農地事務局ができた、そうしてその農地改革の事務はこれは先ほど申しましたように殆んど完了をされて、僅かに一年に五千町歩しかやつて行かない。農地事務局等の組織は、現在でもそのままになつておる。その中でやつておる大きな仕事は、只今は土地改良の仕事ぢやないかと考へておるのでござります。このでござる。その当時にはいろいろやりくりで、官房長といふような大掛りな組織までこしらえたんだが、将来もそういうようないふなものを作して、地方の人は〇・六人ぐらいに首を切つてしまつて、農林省の中ではそのまま温存して置くのだといふよろなことが、私は農業委員会に対して何を将来本氣になつてやつて行くのだというよろなことが、実はぼけたおるのではないかと、いふように考えられる。私は農地委員会のよろなものはこれは本来の仕事がなくなつたのなら率先して農林省はそういうものは解体してよいのだ。特にその当時、終戦後、直営の開墾地事業、干拓事業といふものができますとして、そうしてそれには必要な事業所、これを全国に六ヵ所ぐらいこしらえた。それを農地改革の必要のために新潟の開拓事業所は、五、六十人の人たちが首に繩を引張つて金沢まで持つて行つてしまつた。名古屋に開拓事業所があつたのを、これを農地改革の中心は京都だということで京都のほうへ引張つて行つちゃつた。千葉県に干拓を中心とした直轄の事業をやつていたものを、そうして事

○委員長(羽生三十七君) ちよつと申上げますが、この只今の溝口さんの御質問に対する農政局長の答弁を承わつた後政府委員は都合によつて他へ出られますので、次の議事日程に移りたいと思ひますので御了承をお願いいたしたいと思います。

務所も新らしくこしらえたりした直後
に、みんな東京へ引張つて来たわけで
す。そういうことをやつて現在でも非
常に開拓事業に対してもあらゆる不
備不便を忍んでも農地事務局があるが
ために仕事のほうにも非常に大きく影
響しておるのではないか。この農業委
員会の発足するについて将来計画的に
全国の農山漁村に立派な計画を立てて
やつて行くのが、そうしてその実行を
するには地方も一元化する代りに農林
省も組織を強化して、そうして農林省
内部の事務を一元化して行くといふよ
うなはつきりした御方針を立てて行か
れるのかどうか。その点をお伺いいた
したいと思います。

これは農政局でやつて参る。それから具体的の仕事々々について、勿論これらは各原局において考えられることであると思いますが、そういうふうなものと連絡を密にいたしまして、食い違ひのないようにして行きたいと思つております。更にこの下がそういうふうになつた場合の中央の行政機構の一元化というふうな点までお触れになりましたわけであります。この問題についても、今は只今直ちに、私はこの問題について一元化をするというお答えはちよつとまだできにくいかと考へておりますが、農林省の行政機構の改革案も今審議中でございます。こういうふうな点もよく睨み合せながら、一つの局に全部なつてしまふわけにもならないわけであります。何とかうまくそれが行くよう仕組を、三つの局に分れましても、それをやつて行くようにいたしたいと考えております。それから又予算につきましても、私どもは懸念についてばら／＼になつて、それが大分それ／＼の分野から分取りになるといふふうなことについても、私どもは懸念をいたしておりますので、これは大体予算については三局集まりまして、大体の予算のめどというものを三局協議の結果つけて行く、そりして現実にそれが市町村に流れました場合に、市町村の農業委員会においてこれをどう使つて行くかということは、これは具體的な問題になるだらうと思いますが、少くとも予算全体を一応どういうふうに分けるかということは、これは決定をいたしまして、それに基いて一つのところに非常に多く、或いは又一つのところに非常に少いというふうな

ことのないように処置して行きたいと思つております。
それから先ほどからいろいろ／＼溝口さんから突込まれておるわけなんでありありますが、この国の仕事を、それから地方の仕事、これをはつきり分けるといふことが、まだ再配分の根本がきまりませんので、さような経過的な措置をいたしまして、やはり過渡的にはやはり従来の建前を一応踏襲するといううなことにいたしました結果、或いはごつちやになつてしまつておるのじやないかというふうなことがあるかと思ひます。それは将来必ずだん／＼とその事務の再配分が行われました場合には、その点を明確にするようなことにいたして参りたいと思ひます。

○江田三郎君 ちよつと今の御答弁で、予算の分け方については三つの事業にどういう分け方をするかということは、三局協議で大体きめて行くのだということがありましたら、大体今度の予算はどういうな分け方を考えておられるかということを、やはり資料としてもこの次にお出し頂きたいと思ひます。

○委員長羽生三七君 次に本院池田宇右衛門君外五名のかたに提出にかかる農業協同組合法の一部を改正する法律案が当委員会に本付託になりましたので、提案者から提案理由の説明を求めることがあります。

○池田宇右衛門君 只今より農業協同組合法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申上げたいと思います。

現下の農業協同組合の現状に鑑みまして、農業協同組合の事業の運営に弹性を與え、且つ、組合員の意思を組

講じ、農業協同組合の健全な発達を図る必要があります。そこで組合経営の面につきましては、役員が本腰を入れて組合経営に没頭し得るようにするためにその任期を三年にまで延長し、市町村の農業協同組合については、役員を総会外において選挙できる途を開き、又医療施設については、組合員以外の者が組合員の事業の利用分量の五分の一までこれを利用できるよう以致しまして組合の經營が円滑に進み得るような措置を講じ、資金面では税金のかからない回転出資金制度を新たに採用しこれを事業運転資金として活用することにしたのであります。又組合が連合会を設立し、或いは連合会に加入し、又は脱退しようとする場合には、総会で特別議決をすることにし、組合員の意思を組合に十分反映し得るようになつたのであります。以上の措置に伴い、行政庁の監督権の整備を図り、役員の職務を行ふ者がないときは行政庁は役員選挙のための総会を招集し、又組合の設立認可後九十日以内に設立登記をしないものにつきましては認可の取消をなし得る権限を賦與することにしたのであります。

以上何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことを御願いいたす次第であります。なお甚だ勝手なお願いでございますが、幸い御賛同が得られますならば、来る四月が官厅、五月が連合会の役員の解散期となつております、又農協の医療施設の員外利用分量を五分の一に拡大することができるれば、厚生省の公的医療機関の指定が受けられることに話がついておりまして、その指定が三月末か、四月初めに行われる予定であります。

すので、この改正法案が三月中に成立すれば誠に好都合と存しますので、これを御了承頂きました。格別の御配慮をお願い申上げます。この法案が立案されに当りますては政府委員の参加をお願いしておられますから、質疑に当りますては政府委員からも答弁いたすことになりますから、御了解をお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) それでは只今私の案件につきまして、お話をようやく政府委員も出席されておりますので、この資料等もありますから、これに基いて説明を承ることにいたします。農業協同組合課長の平木さんであります。

○説明員(平木桂君) それでは便宜私から改正法案の要点につきまして御説明申上げます。

只今提案者より提案理由の御説明がございましたが、改正の要点は大体六つあるという御説明がございました。で、便宜の法律の法案の順序に従いまして、改正法案の内容を少し詳細に御説明申上げたいと思うのであります。

お手許に法律案が配付されておると思いますが、当初にありまする第四条第二項を削る、これはすでに有名無実になつた規定を削除いたしたわけであります。つまりこの旧規定は「地方公共団体は、組合に対して営業税を課することができない」という規定だつたわけであります。すでに今日営業税という税はございません。そこでこれを削除したわけであります。条文の整理であります。

次の第十条の改正規定、これは先ほど御説明もありました、特に医療施設につきましては、その性質上員外者の事業の利用の範囲を若干拡大する必要

があるということから、一般の事業につきましては組合員の利用分量の五分の一を限つて、組合員以外の者が利用し得るという建前を、五分の二にまで拡張したわけであります。その規定であります。

第十三条の次に一条加えることにいたしておりますが、この規定は新たに組合の運転資金を充実するために、先ほども説明のありました回転出資金という制度を取り入れることにいたしたわけでありますとして、組合員はその事業の利用分量に応じまして、組合員が組合員に配当すべきものを一定期間、これから、いわゆる特別配当を受ける場合があります、この特別配当として組合員に配当すべき五年と限つてあります。これが五ヵ年以内において組合に留保いたしまして、それを組合の事業資金として使つて参る、そうしてそれが五ヵ年後において逐次当初の配当をくべき組合員に返還して行くという方法を採用することができるという措置をとつたわけであります。その規定であります。

次に第二十八条云々という規定は、これは定款の記載事項に関する規定であります。で二十八条の第一項に定款に記載すべき事項が列挙されておるわけでありますが、その次に一項を加えようといったわけであります。この加える条文はその次にある規定であります。定款の上でこれ／＼のことは是非つきりさせて行きたいと考えまする役員の選挙に関する規定の改正に伴いまして、役員の選挙に關しましては、

選挙期日、それから選挙に関する通
信、候補者の推薦選管管理者、選挙立
会人、投票、開票及び当選に関する事
項、そうちした事柄を定款の上で明確に
これを記載する必要があるということ
にいたしまして、同時に、後ほど申
します役員の選挙方法を若干緩和いた
しまして、従来は総会において選挙す
るという建前になつておりましたが、
総会外においても選挙することができ
るようにいたしましたために、その場
合にはその旨を定款に明記するとい
うことにいたしたわけであります。

それから戻りまして、そういう規定
を設けますが、従来の二項は三項にな
りますが、その中に若干の改正をいた
しております。これは字句の修正でござ
いまして、説明を要しないと思いま
すが、先ほど申しましたいわゆる回転
出資金に関する新らしい規定が設けら
れましたために、それに関連して字句の
修正をいたしておるわけであります。

次に三十条第三項の改正でございま
す。これは役員の選挙方法に関する規
定でありますて、今申しましたよう
に、従来総会のみにおいて役員の選挙
をするということになつておりますた
のを、単位組合の場合には総会外にお
いても選挙をすることができるといふ
ことにいたしたわけであります。つま
り適当な個所に投票場を設置いたしま
して、それへ組合員がその投票場に
おいて、投票する方法によつて、役員
の選挙ができるというようにいたした
わけであります。

なおそのような場合に、先ほど申し
ましたように、定款の記載事項におきま
して、役員の選挙に関する特別な諸規
定を設けることを心要とすることにい

たしたわけであります、それに関連いたしましてこの役員選挙の規定のあと三つの項目を加えております。その一つは役員の選挙におきましては選挙ごとに選舉管理者、投票所ごとに投票管理者、又開票所ごとに開票管理者を置くということを必要とする。又役員の選挙をしたときは選舉管理者は選挙録を、投票管理者は投票録を、開票管理者は開票録を作つて、それべつに署名をすることにしております。

おいて創立総会においてきめるということになつております。これは従前の規定と變りありません。

必ずしも民主的と言えない、飽くまでその組織者たる組合員の意思が十分にこの連合会の設立なり、或は連合会

つておる事業を新たに事実上実施をするというために定款を変更する場合によ、やはり連合会の会員による組合は、

三

次 第三十八条第二項第四号中の改正は字句の修正であります。が、回転出資金という規定が設けられましたが、この回転出資金はやはり一応出資金と考えられますので、その場合に特にこれを除く必要があるというので括弧をして註釈をいたしたわけであります。

次に四十一条の規定は、従来の法律規定によりますると、役員全員が欠けました場合に、役員以外に総会を招集する権限を持つ者がございませんため、新規に、役員を選舉するための委

つておる事業を新たに事実上実施をするというために定款を変更する場合によ、やはり連合会の会員による組合は、

ります。その中に若干の改正をいたしております。これは字句の修正でございまして、説明を要しないと思いますが、先ほど申しましたいわゆる回転出資金に関する新らしい規定が設けられましたために、それに関連して字句の修正をいたしております。

次に三十条第三項の改正でござります。これは役員の選挙方法に関する規定であります。今申しましたように、従来総会のみにおいて役員の選挙をするということになつておりましたので、単位組合の場合には総会外においても選挙をすることができるということにいたしたわけであります。つまり適当な個所に投票場を設置いたしまして、それへ組合員がその投票場において、投票する方法によつて、役員の選挙ができるというふうにいたしました

以上が選挙に関する規定の改正であります。次は役員の任期の規定に關する改正であります。即ち第三十一条の規定を改正いたしまして、從来は組合の役員の任期は原則として一年、定款を以て定めた場合は二年まで延長することができるようになつておりますが、この規定によります任期は余りにも短か過ぎる場合がありますので、この任期を三年に延長することができるよういたしましたのであります。三年以内において適宜定めることができます。但し三年にいたしますと、その場合には定款に特別の規定を設けてそれを排除いたせば別でありますが、そうでない限りは定数の三分の一ずつを毎年改選して行くといふこと

は、連合会の所属会員たる組合のそなへども、それの総会においてこの合併に關する可否の決定をそれへの総会の投票によつて行わなければならぬといふ。ことにいたしたわけであります。事實上は両連合会の合併という実態を持ちながら、一つの連合会が解散することによりまして、他の連合会が事實上その連合会の一切の事業なり、財産を引継ぐということが行われる場合があります。吸収合併といふ手続をとらずに、片方が解散し、無関係に解散し、消滅し、事實上他の連合会がその連合会の事業財産等を引継ぐといふような措置が行われることがあります。これはいわば脇法的な措置としてそのようなことが行

の性質が明確に規定してあるわけではありません。先ほど申しましたように、回転資金と出資金といふものは、これは組合が組合員に配当すべきいわゆる特別配当、それを組合に留保しまして五年の間組合の自己資本としてこれを活用するための便宜を与えたものであります。そのような回転出資金はここにありますように、損失の填補に充ててなおお組合額のある場合には、その払込に充てた剩余金を生じた事業年度の次の事業年度の開始の日から起算して五年を経過したときにこれを払い戻しをしなければならない性質のものであります。併しながらその期間内に総会において決議すべき旨の議決をした場合には、或いは又組合員が脱退いたしました場合には、その議決又は脱退にかかる事業年度末に組合員又は脱退したものに払い戻さなければならないということにいたします。

とが必要であるというふうにいたしております。で尤もこの役員の任期と申しましても、組合の設立当時の役員の任期はこれは一年を超えない範囲内に

組合連合会に加入し、又は脱退する場合に、その連合会の会員たるべき農業協同組合の代表者たる役員個人の意思のみによつて事柄が決定されることは

われますることが考えられますので、そのようなことのないことを期するため、この規定を設けたわけでありまして、同じ地区において他の連合会が行

次に六十三条に次の一項を加えると
いう規定は、やはり行政監督上の必要
から新たに挿入したわけでありま
して、これは組合が設立のために設立の

認可申請をいたしまして、認可を受けながらその後の設立の具体的な手続を済みませず、つまり登記に至るまでの手続を進めないでいつまでも放置してしまふといふことが從来しば／＼見かけられました。併しながらこれについて特別の措置をとり得ない状態にございましたので、認可はしたが認可後の組合がいつの間にかまあ幽靈になつてしまふといふようなことが生じ得たわけであります。それを防止いたすために、若し設立認可をいたしましてから九十日を経過してもなお且つ設立の登記をしない、つまり設立が完了しない場合には行政庁がその設立の認可を取消すことができるという事にいたしました。あとは条文の整理が加わり、或いは改正が行われまして、それに伴つて条項の順序等が違つて参りましたので、それを整理した規定であります。以上でございます。

○岩男仁藏君 本日はこの程度で散会したらどうでしよう。

○委員長(羽生三七君) 本法案は提案者の説明のような事情もありまして、即ち今月中に成るべく成立させてもらいたいという御要望であります、そういう事情でありますので、二十四日土曜日の午前頃委員会を開会するようにして、質疑を行なつて採決に入りましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤澤與仁君 従来農林省で定款例といいますか、定款例のようなものを示しておるのでですが、それはもはや腹案としておりになつておると思いますから、提案者側からでも、或いは政府側

からでもその定款例というものについての資料をお出しを願いたいと思いまして、この程度で散会いたします。

○委員長(羽生三七君) それでは本日午後四時七分散会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 池田 宇右衛門君
片柳 西山 龜七君
岩男 仁藏君
西山 龜七君
白瀬 梅吉君
滝治 三郎君
宮本 邦彦君
平沼 太郎君
三輪 貞治君
江田 三郎君
小林 孝平君
三橋 八次郎君
赤澤 貞治君
與仁君
溝口 三郎君
松浦 東介君
川端 優夫君
安樂城敏男君
倉田 吉雄君

説明員	農林省農政局農業協同組合部農業協同組合課長	農林省農政局農業専門員	農林省農政局農業専門員	農林省農政局農業専門員
農林省農政課長	平木 幸君	藤田 優君	佳夫君	吉雄君
農政課員	青柳 確郎君			

三 内容量

三月十五日本委員会に左の事件を付託された。

一 農業取締法の一部を改正する法律案

四 適用病害虫、使用方法並びに薬効及び殺害に関する試験成績は、その旨及び解毒方法

五 人畜に有毒な農薬について害する等の危険のある農薬については、その旨及び解毒方法

六 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨及び解毒方法

七 貯蔵上又は使用上の注意事項及び製造場の名称及び所在地

八 製造業者の製造し、又は加工した農薬については、製造方法及び製造責任者の氏名

九 製造業者の製造し、又は加工した農薬については、製造方法及び製造責任者の氏名

一 申請書の記載事項に虚偽の事実があるとき。

二 申請書に記載する使用方法に農業検査所の官吏(以下「検査官」という。)に農業

三 当該農薬を使用するときは、危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に著しい危険を及ぼすおそれがあるとき。

四 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

五 当該農薬の薬効が著しく劣り、農業としての使用価値がないと認められるとき。

六 公定規格が定められている種類に属する農薬については、当該農薬が公定規格に適合せず、且つ、その薬効が公定規格に適合している当該種類の他の農業

四 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

五 製造場の名称及び所在地

六 登録の申請をする者は、三千円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第七条 第二項中「農業資材審議会の議決を経て」を削る。

第六条 第二項を次のように改める。(登録を受けた者の義務)

第六条 第二項の登録を受けた者は、登録票を、製造業者にあつて

第一項中「書面」を「申請書」に改め、第三項を削る。

農林大臣は、前条第三項の検査の結果、左の各号の一に該当する場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農業の品質を改良すべきことを指示することができる。

一 申請書の記載事項に虚偽の事実があるとき。

二 申請書に記載する使用方法に農業検査所の官吏(以下「検査官」という。)に農業

三 当該農薬を使用するときは、危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に著しい危険を及ぼすおそれがあるとき。

四 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

五 当該農薬の薬効が著しく劣り、農業としての使用価値がないと認められるとき。

六 公定規格が定められている種類に属する農薬については、当該農薬が公定規格に適合せず、且つ、その薬効が公定規格に適合している当該種類の他の農業

四 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

五 製造場の名称及び所在地

六 登録の申請をする者は、三千円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第七条 第二項中「農業資材審議会の議決を経て」を削る。

第六条 第二項を次のように改める。(登録を受けた者の義務)

第六条 第二項の登録を受けた者は、登録票を、製造業者にあつて

は主たる製造場に、輸入業者につては主たる事務所に備え付け且つ、その写をその他の製造場又は事務所に備え付けて置かなければならぬ。

2 第二条の登録を受けた者は、同条第二項第一号又は第三号から第九号までの事項中に変更を生じたときは、その変更を生じた後二週間以内に、その理由を附してその旨を農林大臣に届出、且つ、変更のあつた事項が登録票の記載事項に該当する場合にあつては、その書面交付を申請しなければならない。

3 登録票を滅失し、又は汚損した者は、農林大臣にその旨を届け出で、その再交付を申請しなければならない。

4 前二項の規定により登録票の書面交付又は再交付の申請をする者は、二百円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。第七条各号を次のように改める。

一 登録番号

二 公定規格に適合する農業にあつては、「公定規格」という文字

三 登録票に記載された農業の種類、名称、物理的化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含量有

四 内容量

五 適用病害虫及び使用方法

六 人畜に有毒な農業について

七 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農業につ

いては、その旨

八 貯蔵上又は使用上の注意事項

九 製造場の名称及び所在地

十 製造業者の製造し、又は加工した農業については、製造年月日及び包装年月

第十三条の次に次の二条を加える。

(虚偽の宣伝等の禁止)

第十一条の二 製造業者、輸入業者は販売業者は、加工し、輸入し、又は販売する農業の有効成分の含有量又はその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

2 製造業者又は輸入業者は、その製造し、加工し、又は輸入する農業について、その有効成分又は効果に關して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。

第十二条第一項中「農業資材審議会の議決を経て」及び第三項中「農業資材審議会の議決を経て」を削る。

第十三条中「検査官吏」を「検査官吏その他関係職員」に改める。第十四条を次のように改める。

第十四条 農林大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者がこの法律の規定に違反したときは、これらの者に対し、農業の販売を制限し、若しくは禁止し、又はその製造業者若しくは輸入者に係る第二条の規定による登録を取り消すことができる。

第十五条 農林大臣は、第一條の二の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、又は第十四条第二項に規定する農業の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするときは、農業資材審議会の意見を聞くことができる。

第十六条 農林大臣は、第一條の二の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、又は第十四条第二項に規定する農業の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするときは、農業資材審議会の意見を聞くことができる。

第十七条第一号中「第七条又は第八条」を「第七条、第九条又は第十条」に、同条第二号中「処分」を「命令又は禁止」に改め、同条第

制限し、又は禁止することができる。

第十七条第一号中「第七条又は第八条」を「第七条、第九条又は第十条」に、同条第二号中「処分」を「命令又は禁止」に改め、同条第

三号を次のように改める。

第十四条第一項又は第二項の規定による制限又は禁法に違反する。

第十四条の次に次の二条を加える。

2 聴問

第十四条の二 農林大臣は、前条第一項の規定により登録の取消をしようとするときは、当該登録を受けている者に対し、あらかじめ期日、場所及び取消の原因たる事由を通知して、公開による聴問を行

い、その者又はその代理人が証拠を呈示して意見述べる機会を与えるなければならない。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条 第十四条の規定により登録を取り消された者は、取消の日から一年間は、当該農業について更に登録を受けることができない。

第十六条 第十四条第一項又は第三項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に處する。

第十七条第一号中「前二条」を「前三条」に改め、同条に次の但書を加える。

但し、法人又は人の代理人、使

用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対する相当の注意及び監督が尽されたことの證明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

第十八条の二 第六条第一項又は第六条第二項」に改める。

場合には、この法律は、適用しない。

第十七条第一号中「第七条又は第八条」を「第七条、第九条又は第十条」に、同条第二号中「処分」を「命令又は禁止」に改め、同条第

三号を次のように改める。

第十四条第一項又は第二項の規定による制限又は禁法に違反する。

第十四条の次に次の二条を加える。

2 聽問

第十四条の二 農林大臣は、前条第一項の規定により登録の取消をしようとするときは、当該登録を受けている者に対し、あらかじめ期日、場所及び取消の原因たる事由を通知して、公開による聴問を行

い、その者又はその代理人が証拠を呈示して意見述べる機会を与えるなければならない。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条 第十四条の規定により登録を取り消された者は、取消の日から一年間は、当該農業について更に登録を受けることができない。

第十六条 第十四条第一項又は第三項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に處する。

第十七条第一号中「前二条」を「前三条」に改め、同条に次の但書を加える。

但し、法人又は人の代理人、使

用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対する相当の注意及び監督が尽されたことの證明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

第十八条の二 第六条第一項又は第六条第二項」に改める。

の登録は、第五条第一項の規定にかかるわらず、前項の期間の満了によつてその効力を失う。

この法律の施行前に、改正前の第七条の規定により表示をされた農業に関する場合は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なまむて足りる。

第七条の規定により表示をされた農業に関する場合は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なまむて足りる。

する陳情（第二三三九号）

一、七島い作付面積増反に関する陳情（第二五七号）

第一一五五号 昭和二十六年三月三日受理

砂糖輸入および菓子用割当増加に関する請願

請願者 愛知県名古屋市西区數下町四三 山本宗次郎

紹介議員 柳見義男君

戦前における砂糖消費分野は、製菓用

七十バーセント、家庭用二バーセン

ト、その他業務用十バーセントであつたが、戦後は、輸入量の激減と家庭用確保のため、比率は正反対となり、昨年は家庭用八十分バーセント、製菓用

三・五バーセント、その他十六・五バーセントとなつた。しかし菓子は幼児学童の栄養補給と情操教育に欠くことができない必需品であり、国民保健に貢献するところ極めて大きく、一方製菓業は中小企業の重要な地位にあるから、国内産業の発展と国民の栄養向上を図るために、砂糖の輸入および菓子用割当を増加せられたとの請願。

第一一九九号 昭和二十六年三月五日受理
農業災害補償法中一部改正に関する請願
請願者 福島県喜多方市農業共済組合長理事 渡辺貞一
紹介議員 石原幹市郎君
積雪寒冷地帯の農民は、自然的地理的条件が不利なため、毎年何等かの災害を蒙り、生活の保持および営農に多大の支障を受けているから、(一)種雪寒冷地帯の農業災害補償法による水稻の最高補償限度を現行二分の一から八

十バーセントに引上げること、(二)補償限度引上げに伴う共済損金は全額国庫負担すること等農業災害補償法の一部を改正せられたいとの請願。

第一一二二八号 昭和二十六年三月六日受理
マオラン麻事業救済対策に関する請願
請願者 福岡市渡辺通五ノ三三文次郎
全国マオラン麻連合会内 田村

紹介議員 國伊能君

本邦における唯一の硬質纖維資源であるマオラン麻が、戦後一度は当局の奨励により増産されながら、外国麻の廉価輸入のため、その資源が滅亡の危機に瀕するから、これが打開のため、政府は再びマオラン麻の増産奨励を行い、現に進行しつつあるマオラン畑の減反措置を講ぜられたいとの請願。

第一一二二九号 昭和二十六年三月六日受理
開拓農業協同組合等の救済に関する請願
請願者 宮崎県議會議長 日高
紹介議員 三輪貞治君
現在の開拓農業協同組合、畜産農業協同組合、漁業協同組合、工業協同組合、商業協同組合、農業協同組合、森林組合等の戦時中における統制経済は漸時自由経済に移行し、他面経済界の急速なる変動と、連年にわたる台風の灾害によつて宮崎県におけるこれら協同組合は、極度の資金難に陥り、県下八割の組合は赤字に苦しめ経営は倒壊の一歩前に迫つてゐる現状であるから、これを救済するため、低利資金の長期融資ならびに各組合の経営改善に適切な

る施策を講ぜられたいとの請願。

第一一二三〇号 昭和二十六年三月六日受理
宮崎県飯野町を農村建設計画樹立町に指定の請願
請願者 宮崎県西諸県郡飯野町長 市来武夫外一名

紹介議員 竹下豊次君 三輪貞治君

宮崎県飯野町は、農業を生業としているが、農家人口一万五千八百十四人に對し、耕地面積は田畠合せて二千四十町歩にすぎず、農家一戸当耕作面積は、田四反一畝、畑三反二畝となつて、従つて二男、三男を分家して耕地を分譲するときは、極端な零細農家を生じ、健全な農家経営を望めないから、飯野町全体としての総合的再設計画を樹立し、健全農家の造成を図る必要がある。さいわい当町には、約千三百町歩の開拓可能地があるから、これを利用し、新産業を興し、農産加工等の計画によつて発展に努めているから、当村を、農村建設計画樹立町村に指定せられたいとの請願。

第一三三二号 昭和二十六年三月九日受理
農業委員会法案反対に関する請願
請願者 東京都千代田区大手町
紹介議員 三橋八次郎君 片柳真吉君
現在の開拓農業協同組合、畜産農業協同組合、漁業協同組合、工業協同組合、商業協同組合、農業協同組合、森林組合のひつ迫せるにかかわらず入手困難に陥る者が多数あるばかりでなく、価格の高騰は農家経営にいちじるしい不安を与えている。また家畜飼料価格の暴騰によつて目下飛躍的増殖の機運にある畜産業に対し致命的打撃を与えてゐるから、これら輸入を要する原料その他に關し、その量および価格の適正を期するとともに現物取扱の合理化に最も適切なる方針を講じ、もつて農家経営を安定し、国民食糧の増産と基本産業の確立を圖られたとの陳情。

第一三三九号 昭和二十六年三月五日受理
農業水産業施設災害復旧事業費庫補助の暫定措置に関する法律案一部を改正する法律案

陳情者 高知県知事 桃井直美

委員会法案を今次国会に提出したが、この法案の内容は、(一)国家予算の削減が目的であるため地方自治体に負担が加重されとくに書記の身分問題については、一、二名という貧弱な予算である。(二)三委員会を平面的に統合したにすぎず機能が縮少されて仕事ができなくなる。(三)農地改革は名目だけのこり実質的には逆転崩壊するまであるから、絶対に反対である

との請願。

第一二五七号 昭和二十六年三月八日受理
七島い作付面積増反に関する陳情
陳情者 広島県議會議長 小谷伝一

大分県における七島いの栽培は、古い歴史を持ち、年額十五億円余の生産を挙げている。しかし七島いを肥料とする青表は、住宅建築上欠くことのできないものであるから、食糧事情も好んであるから、低位生産地土じよう改良に関する積極的施策を講ぜられたとの陳情。

酸性土じようきよう正のための石灰質肥料投入、あるいは秋落防止のための肥料普及及されないため、はなはだ遺憾な状態にある。しかるにこれらの事業は、増産対策の根幹をなすものであるから、低位生産地土じよう改良に関する積極的施策を講ぜられたとの陳情。

第一三六号 昭和二十六年三月三日受理
肥料および飼料対策等に関する陳情
陳情者 広島県議會議長 小谷伝一

肥料および飼料対策等に関する陳情

第三三九号 昭和二十六年三月五日受理
農業水産業施設災害復旧事業費庫補助の暫定措置に関する法律案一部を改正する法律案

陳情者 大分県議會議長 安部雅也

大分県における七島いの栽培は、古い歴史を持ち、年額十五億円余の生産を挙げている。しかし七島いを肥料とする青表は、住宅建築上欠くことのできないものであるから、食糧事情も好んである今日、青表の全国的需要を緩和するため、昭和二十六年度における七島い作付反別を二千町歩に増加せられたいとの陳情。

第一三三九号 昭和二十六年三月五日受理
農業水産業施設災害復旧事業費庫補助の暫定措置に関する法律案一部を改正する法律案

陳情者 高知県知事 桃井直美

農業増産興農運動に呼応し、農家は拳

つてこれが実践に力をつくしていると

き、その重要資材である肥料が需要期

を期するとともに現物取扱の合理化に

最も適切なる方針を講じ、もつて農家

その他に關し、その量および価格の適正

を期するとともに現物取扱の合理化に

最も適切なる方針を講じ、もつて農家

経営を安定し、国民食糧の増産と基本

産業の確立を圖られたとの陳情。

(衆)

第一三三九号 昭和二十六年三月五日受理
農業水産業施設災害復旧事業費庫補助の暫定措置に関する法律案一部を改正する法律案

陳情者 高知県知事 桃井直美

國庫補助の暫定措置に関する法律
律の一項を改正する法律
農林水産業施設災害復旧事業費国
庫補助の暫定措置に関する法律(昭
和二十五年法律第百六十九号)の一
部を次のよう改定する。

第一条第二項第一号を次のよう改
め、同条第五項中「原形に復旧す
ること」の下に「(原形に復旧する)
とが不可能な場合において当該農
地等の従前の効用を復旧するために
必要な施設をすることを含む。」を
加える。

一 林地荒廃防止施設(法令によ
る)

一 農地に係るもの

二 農業用施設に係るもの

三 林業用施設に係るもの

イ 林地荒廃防止施設に係るもの

ロ 林道に係るもの

(一) 奥地幹線林道に係るもの

(二) その他の林道に係るもの

四 漁港施設に係るもの

五 前項の規定により国が行う補助

一 当該災害復旧事業の事業費の十分の
比率は、左の区分による。

一 農地に係るもの

3 前条第六項の事業の事業費のうち災
害にかかる施設を原形に復旧する
ものとした場合に要すべき金額をこえる部分(以下「超過事業費」とい
う。)につき、第一項の規定により国が行う補助の比率は、前項の規定に
かかわらず、左の区分による。

一 農地に係るもの

二 農業用施設に係るもの

三 林業用施設に係るもの

り地方公共団体又はその機関の
維持管理に属するものを除く。
以下同じ。)

第三条を次のように改める。

(補助の対象及び補助率)

第三条 国は、農地等(漁港施設に
ついては、水産業協同組合の維持
管理に属するものに限る。)の災
害復旧事業について、当該事業を
施行する者に対し、予算の範囲内
で、その事業費の一部を補助する
ことがあら。

五 当該災害復旧事業の事業費の十分の
比率は、左の区分による。

六・五 当該災害復旧事業の事業費の十分の
比率は、左の区分による。

四 訂正の規定による。

五 訂正の規定による。

六 訂正の規定による。

七 訂正の規定による。

八 訂正の規定による。

九 訂正の規定による。

十 訂正の規定による。

十一 訂正の規定による。

十二 訂正の規定による。

十三 訂正の規定による。

十四 訂正の規定による。

十五 訂正の規定による。

十六 訂正の規定による。

十七 訂正の規定による。

イ 林地荒廃防止施設に係るもの
ロ 林道に係るもの

北海道にあつては超過事業費の十分
の四

都府県にあつては奥地幹線林道につ
いては超過事業費の十分の六、その
の六

他の林道については超過事業費の十
分の三

北海道にあつては超過事業費の十分
の四

都府県にあつては超過事業費の十分
の六

北海道にあつては超過事業費の十分
の四

都府県にあつては超過事業費の十分
の四

昭和二十六年四月五日印刷

昭和二十六年六月六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷厅